

(公 印 省 略)

4み介第781号

令和5（2023）年1月18日

被保険者各位

指定介護サービス事業所各位

みやま市長 松嶋 盛人

新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な要介護認定の取扱いについて

日頃より、本市の介護保険行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、本市の被保険者に係る要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）については、令和2年2月18日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」等に基づき、感染症拡大防止等のため認定調査が困難な場合、更新申請については認定調査を実施せず、従来の有効期間に12か月の期間を合算する臨時的な取扱いを行ってきました。

今般、令和4年10月14日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて」により、原則として、有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限り、適用できることとすることが通知されました。

つきましては、本市では下記の通り取扱うこととします。なお、この対応は令和5年1月18日現在のものであり、今後国からの通知等による取扱いの変更の際は、改めてお知らせいたします。

記

<みやま市における更新申請の臨時的な取扱いについて>

臨時的な取扱いは有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限り適用できることとします。（令和5年4月1日以降に有効期間満了日を迎える被保険者は適用できません。）

ただし、前回認定申請時に通常通り認定調査を行い認定を受けた被保険者が、感染症拡大防止等のため認定調査が困難な場合については、令和6年3月31日までに有効期間満了日を迎える場合は臨時的な取扱いを適用できることとします。

問い合わせ

みやま市介護支援課介護保険係

TEL：0944-64-1555 FAX：0944-64-1601

Mail：kaigo@city.miyama.lg.jp